

ナイジェリア：大統領選挙をめぐる混乱

著者	望月 克哉
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1993-09
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008547

大統領選挙をめぐる混乱

望月克哉

はじめに

ナイジェリアの民政移管は最終段階で、再び大きな試練に見舞われた。3度のスケジュール変更の末に設定された8月27日の移管期日に向けた最後のプログラムとなる大統領選挙が6月12日に実施された。しかしながら投票をめぐる混乱の末、翌週の23日には現ババンギダ大統領自らが同選挙の無効を宣言したのである。当惑と不満の声が高まるなか、西部諸都市を中心に不穏な空気が広がり、暴動にまで発展した。

そもそも今次の民政移管にあたっては、当初から瀬踏みを繰り返してきており、今回のような措置も一度ならずあった。これまでの過程を振り返ると、9年を要した前回1979年の民政移管に相通じるところも少なくない。新州設置、新憲法制定をはじめとする新たな制度の下でのプログラムは、今回同様、一進一退を繰り返しながらも進捗し、最終的には民政に復帰した。このいわゆる第二共和制に至る政治刷新を民主化と称したか否かは別にして、それが複数政党制の下での民主主義を標榜していたことは確かである。

崩壊した第二共和制における大統領制と二院制は引き継がれたものの、今回は二大政党制という

新たな制度の導入により一連のプロセスの前提が変わった。これが大統領選挙の様相を前回とは大きく異なるものとしており、混乱の一因もここに求めることができるのではないか。本稿ではこうした観点から大統領選挙のプロセスを跡付けるとともに、そこに内在する制度面の問題を考察することとしたい。

1 混乱の背景

一連のプログラムの中で各行政レベルにおける選挙以上に懸念されていたのは人口センサスであった。独立後初の1962年センサス（未発表）以来、唯一公式に認められた63年のものを含め、累次の試みはことごとく先鋭な論争を巻き起こし、各地域・集団間の対立を再燃させてきた。これは特定の地域・集団色の強い政党が主体となる選挙では、人口の多寡がそのまま得票に反映してくるからに他ならない。

ところが今次の1991年センサスは、大方の危惧をよそに順調に進行した。公表された総人口そのものは、従来の推計方法による1億1881万人（91年、世銀）に比べて大幅に少ない8851万人（暫定値）という数字であったが、一連のプロセスは平和裏に終了した。これには予備センサスをはじめとする国

家人口委員会(NPC)の周到な準備が奏功したことに加え、92年央に連邦議会(上院・下院)選挙が予定されており、この選挙がセンサスの結果をめぐって生じたであろう諸地域・集団の不平不満のはけ口となったことが考えられる。7月に実施された選挙の結果は社会民主党(SDP)の勝利であったが、これはほぼ事前の予想どおりであった(第1表)。

さらに、大統領選挙というもうひとつの政治日程が後に控えていたことも無視できない要因である。二つの重要日程に先立つセンサス実施が国民の期待を分散し、結果的に論争の先鋭化の回避につながったのではなからうか。やや逆説的ながら、当然国民の間に存在したであろうセンサス結果に対する不平不満は、これに続く形で進んだ連邦議会選挙と大統領選挙に対する期待をいやがうえでも高めることとなった。

2 予備選挙プロセス

連邦議会選挙終了後、日をおかずに大統領予備選挙が行なわれた。この時点では1992年12月5日に大統領選挙、翌年1月2日が民政移管の期日とされており、第3四半期以降に大統領選挙プロセスに入るとされていたので、この段階ではほぼプログラムどおりに進捗していたと言える。予備選挙では全国を5州ずつ6区分し、最終区の実選終了後に両党それぞれ1人の大統領候補者を選出、12月の本選挙に臨むこととされ、まず8月1日に第1区の投票が実施された。

ところが、政府はこの第1区の投票で不正行為があったことを理由に予備選挙全体をキャンセルしてしまう。その後、新たに全国を10州ずつの3選挙区に再編成し、9月に予備選挙を行なうこととなり、両党あわせて20名余の有力者が名乗りを上げた。若干のスケジュール変更はあったものの、

第1表 連邦議会選挙における議席獲得数
(NEC発表)

	社会民主党 (SDP)	国民共和会議 (NRC)	議席総数
上院	53	38	91
下院	317	276	593

投票は予定どおり終了した。

しかしながら翌10月半ばになって、不正行為の発生を理由に、政府はこの予備選挙についてもその結果を無効とした。決定は最高意思決定機関である国軍統治評議会(AFRC)によるものとされ、あわせて連邦・州など各行政レベルにおける両党幹部会の解散が命じられた。選挙過程のみならず両党の体質自体に不正の根源があると判断した政府が、党組織に大なたをふるったというのが真相のようである。この結果、両党の運営はそれぞれ政府が任命するメンバーで構成される暫定委員会が行なうものとされ、大統領候補者選定の手続きの見直しは国家選挙委員会(NEC)の検討に委ねられた。この時点で、大統領選挙は名実ともに政府主導により実施されることが確定した。

そして11月17日、3度目の民政移管スケジュールそのものの変更が発表された。年内に連邦議会は召集するものの、大統領選挙ならびに民政移管の期日はそれぞれ翌93年6月12日と8月27日に延期となった。しかも予備選挙に名乗りをあげた23名の候補者が移行期間中の政治活動を禁止されたことにより、事実上、大統領選挙は振り出しに戻された。ただし、政府はその中核である国軍統治評議会(AFRC)を解散するなど、政府機構を移行体制に転換することにより民政移管の意志を示すことも忘れなかった。

3 選挙戦の様相

ナイジェリアの二大政党は、連邦政府が主導して綱領制定から本部・支部等の施設整備まで行ない、その活動資金もまた政府が支出している。こうした政党にとって、運営母体である党幹部会が解散命令を受け、政府任命による暫定委員会がこれにとって代わったのは致命的であった。もはや政党としては有名無実の存在となり、大統領選出のために政府が整えた道具立てのひとつにすぎなくなった観がある。また、召集された連邦議会の権能が大幅に制限されたことにより、議院会派としての役割も大幅に損なわれた。

予備選挙の混乱がひとまず收拾された後、外部にいる者にとってはきわめて不透明なプロセスを経て、1993年3月28日にSDP、NRC両党はともに大統領候補指名のための全国大会を開催するに至った。有力視されていた候補者の大半が資格停止となったことから、いかなる人物が浮上するか、特に有力候補不在のNRCの指名に注目が集まった。その経緯は詳らかでないが、SDPの方は西部出身の経済界の大立者M・K・O・アビオラを、他方NRCは北部のこれも実業家であるB・トーファを指名した。前者は新聞ジャーナリズムを主体とする企業グループの代表として知名度もすこぶる高く、指名を妥当とする意見が多かった。一方、後者については下馬評にすら上らなかった人物であり、資格停止の憂き目をみた本命候補の「身代わり」との見方すらあったほどである。また、両候補者ともイスラム教徒である点に政府の関与、ないしその隠された意図をかきとる向きもあった。

6月12日の投票に向けて両者はキャンペーンを展開したが、ジャーナリズムを存分に活用して全国的な運動を展開したアビオラ陣営に対し、トーファ

側は後手後手に回り、選挙戦終盤に至っても北部の一候補というイメージを払拭することができなかった。しかもトーファのプロフィールを紹介するにあたり、意図的にか、彼と現体制存続を主張するグループの関わりをほのめかす記事もあらわれるなどネガティブ・イメージが醸成された。また、NRCの選挙戦略の失敗も大きかった。第二共和制期には北部を基盤とする政党が地域対立を逆に利用する形で、東部の選挙民の取り込みに成功したが、今回は候補者に関する情報量の差に加えて、東部有力者の動員にも失敗した。アビオラの圧倒的優位は動かずというのが大方の見方であった。

こうした中、投票日の直前の6月10日になって連邦首都アブジャの高等裁判所が今次大統領選挙の差し止めの訴えを取り上げる決定を行ない、連邦政府の対応が注目されることとなった。翌11日国家選挙委員会(NEC)は同高裁の判断を尊重するとしながらも、政府法令に則り選挙はスケジュールどおりに実施する旨の委員長声明を発表。同日、ラゴス高等裁判所もNECに対して選挙実施の命令を下しており、この段階ではアブジャ高裁の判断がこれ以上選挙に影響を及ぼすとは考えにくい状況であった。

4 選挙民の行動

国家選挙委員会(NEC)が発表した登録有権者は全国で3904万人。州別では最大のカノ州258万人から最小のアブジャ連邦首都准州15万人までばらつきはあるものの、総じて登録率は高かった。全国5000余の地方政府(LG)にSDP、NRC両党の支部が設置されているとはいえ、その活動は十分とは言えないのが現状である。こうした状況で平均40%を上回る登録を確保できた背景には、組織的な選挙民の取り込みがあったことは想像に難くない。

第2表 開票結果（6月14日現在，NEC発表）

州名	登録有権者	投票総数	SDP	NRC
Abia	991,569	256,500	105,273	151,227
Akwa Ibom	1,032,955	414,124	214,782	199,342
Anambra	1,248,226	371,282	212,024	159,258
Borno	1,222,533	282,180	153,496	128,684
Edo	912,680	308,979	205,407	103,572
Kaduna	1,614,258	726,573	389,713	336,860
Kano	2,583,057	324,428	169,619	154,809
Kogi	978,019	488,492	222,760	265,732
Kwara	669,625	352,479	272,270	80,299
Lagos	2,397,421	1,033,397	883,965	149,432
Niger	1,002,173	357,787	136,350	221,437
Ogun	941,889	484,971	425,725	59,246
Oyo	1,513,186	641,799	536,011	105,788
Plateau	1,538,186	676,959	417,565	259,394
Abuja, FCT*	152,686	38,281	19,968	18,313
合計	18,798,463	6,758,231	4,364,928	2,393,303

(注) *FCT：連邦首都准州。

(出所) *Daily Times*, 1993年6月15日付。

NECをはじめ政府の関係機関は投票前日まで各種メディアを通じて投票を呼びかけたが、実際の投票率は予想より低い水準にとどまった模様である。部分的ながら報道された開票結果(第2表)によれば、NECに報告された14州および連邦首都准州における投票総数は676万票弱で、これら各州の有権者総数のおよそ36%であった。州ごとにばらつきはあるものの、アビオラの地盤である西部諸州はいずれも上記の数字を5ポイント以上上回っており、特に出身地であるオグン州では50%を超えた。

一方、両党の得票数はSDPの436万票に対してNRCは239万票と予想以上の差が開いており、正式発表がないにもかかわらず「アビオラの地滑り的勝利」という見方が固まりつつあった。軒並み得票率が80%を超えたラゴス、オグン、オヨの3州

をはじめとする西部諸州での勝利は当然としても、マイノリティ・グループを多く抱えたミドル・ベルトと呼ばれる各州、とりわけクワラ州で77%、プラトール州で62%という高い得票を得たことは注目に値する。NRCの地盤である北部に隣接するこの地域における候補者の知名度とともに、党組織による動員が奏功した結果とみることができよう。翌13日の段階で、すでに26州が最終投票結果をアブジャのNEC本部に送付したとの報道があり、正式の発表も近いと思われた。ところが15日になって再びアブジャ高裁が命令を発し、投票結果の公表は差し止められてしまった。

5 瀬戸際に立つ民政移管

SDPを中心に反発は強く、連邦政府の対応が遅

れたために不満は一層つものることとなった。こうした中で迎えた6月23日、大統領命令により12日の投票は正式に無効とされ、あわせて大統領選挙およびこれに関連する政府法令も破棄された。

いまや民政移管そのものの帰趨すらあやぶまれる事態となり、政府に対する抗議の声もいよいよ高まって、ついに西部諸都市を中心に反政府運動にまで発展した。中心になったのはアビオラの支持者たちであり、7月5日、ラゴスでも大規模な抗議行動が発生、暴徒化した人々が破壊行為、略奪行為にはしり、死傷者もでた。

一方、連邦首都アブジャでは政府と両党の間で収拾策について話し合いがもたれたものの、双方の考え方の溝はうまらず、合意に手間取っていた。政府側は8月27日の民政移管実施を前提として、両党に二つのオプションを提示したとされる。一つは新たに選挙をやり直す案、いま一つは両党を中心に暫定政府を組織するというものであった。

当初、両党は第2のオプションに傾いたようであるが、その条件とされた両党ならびに各行政レベルの議会の解散が難点となり、一度は大統領選挙の再実施が浮上した。これは7月末までに候補者を指名して8月14日に投票、同17日に結果を発表し、27日には新大統領就任にこぎつけるという厳しいスケジュールであった。加えて、6月12日の選挙を無効とした経緯により2人の候補者アビオラとトーファが立候補資格を剥奪されたことから、両党が新たな候補者を立てられるか否かも懸念材料であった。

おわりに

民政移管のプロセスにこれほどの時間がかかり、しかもその最後の段階で今回のような事態に立ち

至った原因としてさまざまなことが考えられる。大統領自身が政権掌握直後から強調していたように、ナイジェリア国民が自ら民政を運営してゆくための学習過程を踏まねばならなかったことも一つであろう。また1980年代以来の危機的とも言える経済状態が続く中で、政治的ナスクの大きい構造調整プログラムを並行して推進しなければならなかったことも重大である。しかしながら最大の原因は民政のモデルを追求するあまり、現実の政治社会には必ずしもなじまない政治制度を定着させようとしたところにあるのではないかと。

今次の混乱もまた然りである。なるほど大統領選挙はかつて経験しているかもしれないが、今回の選挙は第二共和制期におけるそれとは本質的に異なるメカニズム、異なる条件の下で行なわれるものである。とりわけ政党は、選挙のみならず政治過程全般において要となる制度であるにもかかわらず、その機能をあまりに安易に考えていたのではないかと。政府が政党を人為的に作り上げようとしたこと、さらに選挙においてこれを操作しようとしたところに問題の根があった。

現政権をとりまく諸般の事情からして、少なくとも形の上では民政移管が行なわれることになろう。しかしながら軍政にかわる文民政権が成立したとしても、そのことだけをもってこれを民主化と呼ぶのは誤りである。

〔追記〕 7月29日、両党は正式に暫定政府案に合意した。その構成は文民8名、軍人5名の計13名である。軍事政権は首班にE・ショネカン政権移管評議会議長を指名、8月27日に盛大な式典を挙行了した。

(もちづき・かつや/アフリカ総合研究プロジェクト・チーム)